

①地域の子育て支援

現状

- データから
 - ・専業主婦率全国1位 (40.5%) ・核家族率全国1位 (64.1%) ・男性の帰宅時間全国ワースト4
 - ・子育てに精神的不安感・負担感ある母親約50% ・児童虐待相談への対応件数²⁹ 県1,481件 市町村2,407件
 - ・被虐待児は就学前児が半数 (県対応分のうち0～学齢前計48.5%)
- 「現場」の声から
 - ・子どもが4ヶ月までほとんど外出できない母親がいる ・子どもの発達段階などの知識がない母親が増えている
 - ・スマホで情報は気軽に入手できるが、選択肢が増え、かえって不安に
 - ・支援者は親子の性格、家庭状況、心身の状況など多岐にわたる理解が必要

課題

- ①母親の「孤育て」
- ②虐待の未然防止を含め早期の対応が必要
- ③市町村の虐待対応の割合高い
- ④支援内容が多様化

取組方針

・地域の身近な場所で、妊娠期から子どもの育ちを見据えた親子への支援・市町村が主体となり、切れ目なく支援できる体制の充実
子育て家庭への切れ目のないきめ細やかな支援へ

取組・方向性

I 地域子育て支援拠点

根拠法令 児童福祉法
～母親の不安感・負担感の軽減～

- 実施の目的と内容
- ・親子の交流や育児相談を実施
 - ・多様な主体の参画で地域の子育て力を向上
- ①親子の交流の場の提供と交流の促進
 - ②子育て等に関する相談・援助の実施
 - ③地域の子育て情報提供
 - ④講習等の実施

- 現状・課題
- ・設置市町村数 34市町村
 - ・今まで少なかった、赤ちゃんや育休中の親が増加
 - ・拠点事業の課題は多様化
 - ・市町村ではスタッフに対するスキルアップ研修の機会なし

今後の方向性 (県の役割)

現在の子育ての多様な課題に対応できるよう、スタッフに対する研修の実施や交流の機会の提供
 【女性活躍推進課】

II 子育て世代包括支援センター

根拠法令 母子保健法
～妊娠期からの切れ目ない支援～

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた切れ目のない支援を提供する体制を構築
- ①妊産婦・乳児の実情把握 (母子健康手帳交付時の面接・家庭訪問等)
 - ②相談・助言・指導
 - ③個別支援プラン策定
 - ④産後のケア

- 設置市町村数 26市町村
- ・H32年度末までに全市町村での設置に向け、研修、会議等による啓発
 - ・今後はセンター機能の充実強化が課題

- ・保健所に妊娠・出産包括支援連絡会を設置し、未設置町村への設置促進
- ・人材の資質向上、市町村への個別支援等、センターの機能強化
- ・地域の関係機関ネットワーク構築
【健康推進課】

III 市町村子ども家庭総合支援拠点

根拠法令 児童福祉法
～児童虐待対策～

- 子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、実態把握や相談支援、ソーシャルワーク業務を実施
- ①実情把握、相談対応等
 - ②関係機関調整業務
 - ③要保護児童等への支援
 - ④一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活継続のための支援

- 設置市町村数 4市町村 (予定2市町村含む)
- ・子育て世代包括支援センター設置機関と同一の機関による設置や小規模市町村での単独設置が課題
 - ・市町村への普及啓発

市町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進

- ・設置促進のためのセミナー、研修会の実施
- ・複数市町村における共同設置における調整【こども家庭課】

●議論のポイント…子育て家庭への切れ目ない支援を充実させるためにさらに必要な視点は何か

妊娠期

出産

産後

乳幼児期

就学前

児童(小・中・高)

0歳

～3歳

～5歳

～18歳

I 地域子育て支援拠点

II 子育て世代包括支援センター

III 市町村子ども家庭総合支援拠点